

文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年十月七日

文京区長
成
澤
廣

修



文京区条例第三十六号

文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例の一部を改正する条例

文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例（平成三十年六月文京区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「法第三条第一項の許可を受けて」を削り、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条第二項を次のように改める。

2 営業者は、旅館業の施設の連絡先及び営業種別を当該施設の入口へ掲示しなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設にあっては、当該掲示に代えて、インターネットの利用その他の公衆が容易に確認することができる方法によることができる。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第七条中「省令」を「旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号。以下「省令」という。）」に改

める。

第九条第三項中「説明会の」の下に「終了後速やかに、当該説明会の」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に旅館業法（昭和二十三年法律第三百十八号）第三条第一項の規定により許可を受けている施設及び現に当該許可の申請がされている施設（旅館・ホテル営業の施設に限る。）であって、宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号。以下「省令」という。）第四条の三に規定する基準に適合するものを有するものについては、文京区旅館業法施行条例の一部を改正する条例（令和八年十月文京区条例第三十五号）による改正後の文京区旅館業法施行条例（平成二十四年三月文京区条例第十一号）第六条第五号及び第七条第一号の規定は適用せず、この条例による改正前の文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例（以下「旧条例」という。）第六条第一項の規定は、なおその効力を有する。

3 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧条例第六条第一項の規定により宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として省令第四条の三に規定する基準に適合するものを有する施設に従業員を常駐させている旅館・ホテル営業の施設は、この条例による改正後の文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例第五条第二項の規定の適用については、同項ただし書に規定する旅館・ホテル営業の施設には含まれないものとする。